

# 2022年度 安全衛生管理計画書

## 安全衛生方針

奥村組は、「進捗第一」になりかねない施工を排して、「真の安全第一」を追求し、労働災害の撲滅を図るとともに、安全で快適な職場環境を形成する。

1. 人命尊重、安全最優先に徹する。
2. 全職員・協力会社が一体となって、主体的、計画的に安全衛生活動を推進する。
3. 労働安全衛生法その他の関係法令および当社の規程を順守する。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に運用する。

## 災害防止スローガン

毎日変わる危険箇所  
緩む心が事故を呼ぶ  
指差し呼称でゼロ災害

## 全社安全衛生目標

死亡災害 ゼロ  
度数率 0.50以下

## 重点実施事項

### 1. 「安全最優先」意識の強化 (実施要領 参照)

- ①「十戒」、「所長の安全心得10か条」の徹底による、工事関係者全員の安全意識の向上
- ②現地KYによる現場に潜む危険の先取りと排除
- ③ルール無視や軽視を排除し、危険の芽を摘み取る
- ④ヒューマンエラーの軽減に向けた「一人KY・指差し呼称」等の取り組みの推進
- ⑤高齢者の災害防止対策の徹底
- ⑥外国人労働者の災害防止対策の徹底
- ⑦教育ツールの有効活用
- ⑧発生した災害や各種パトロール指摘に対する原因究明と対策の充実
- ⑨母店からの現場安全管理支援の強化

### 2. 現場・現物・現実を反映した施工方法の確立 (実施要領 参照)

- ①協力会社に対し、工程の流れ、作業内容の注意すべき事項が反映された作業計画書／作業手順書の作成に関する指導、および周知、作業状況の確認
- ②「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」(改定版)の徹底
- ③緊急事態発生時における「一歩立ち止まる」「手順を確立してから作業を開始する」の徹底
- ④休日、夜間作業時の配置人員に相応した作業計画策定

### 3. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化 (実施要領 参照)

- ①複数台の建設機械・クレーン等が関係する作業での作業内容、作業条件を反映した作業計画書／作業手順書の作成に関する指導、および周知、作業状況の確認
- ②建設機械作業における接触防止安全装置搭載を含む重機と作業員の接触防止ルールの厳守
- ③クレーン作業における安全確認事項の順守

### 4. 墜落・転落災害防止対策の強化 (実施要領 参照)

- ①施工計画時に工法(大組み、大払い工法等)による高所作業の軽減、施策を講じ墜落・転落災害の危険性、有害性の除去
- ②作業開始前点検の徹底
- ③災害防止ルールの関係者への教育と確実な実施
- ④車上作業での墜落転落防止措置の徹底

### 5. 火災事故防止対策の順守

- ①火災事故防止に関する管理基準の順守
- ②火気使用作業における現地確認の徹底

**日常的な安全衛生活動 (本社の活動)**

<p><b>1. 労働安全衛生マネジメントシステム文書の管理</b></p> <p>①システム文書（マニュアル、要領）の制定、改定 ②基準・標準類の制定、改定</p> <p><b>2. 本社内部監査の管理</b></p> <p>①本社内部監査（安全衛生）の計画、実施、総括</p> <p><b>3. 中央安全衛生環境委員会パトロールの管理</b></p> <p>①中央安全衛生環境委員会パトロールの計画、実施、総括</p> <p><b>4. 社長、本部長マネジメントレビューの事務局</b></p> <p>①インプット情報として半期ごとの総括 ・総括内容、手順の標準化の推進 ②社長及び本部長レビュー結果の展開、周知</p> <p><b>5. 中央安全衛生環境委員会の事務局</b></p> <p>①中央安全衛生環境委員会の開催、運営、協議内容の展開 ・委員会の活性化（協議項目の見直し）</p> <p><b>6. 安全衛生に関する教育の管理</b></p> <p>①職員安全衛生教育の全社計画の立案 ②職員安全衛生教育および安全体感教育の実施 ③職員安全衛生教育カリキュラムの見直し ④安全部門担当職員のレベルアップ（外部資格取得の推進）</p>	<p><b>7. 全社安全衛生管理計画の管理</b></p> <p>①全社安全衛生管理計画の立案、推進、評価 ・上期、年度終了時に総括し、両支社との検討機会を確保</p> <p><b>8. 労働災害への対応、管理</b></p> <p>①全社で発生した労働災害の対応への支援 ②災害情報の収集、分析、水平展開ー「同じ過ちを繰り返さないために」 ③災害情報の災害防止支援システム（SAFE）へのデータ登録 ④安全衛生ニュース（定期、臨時）等の発行 ⑤法令及び業界自主規範の改正、行政の動向等への迅速な対応 ⑥安全衛生に関する標語、ポスター、懸垂幕の製作、配付 ⑦奥村組重大災害カレンダーの作成、展開 ⑧ICTを活用した災害防止支援</p> <p><b>9. 全社安全表彰、優良職長制度の事務局等</b></p> <p>①表彰規程に基づく、工事所、協力会社従業員の表彰 ②「優良職長制度」の運営（本社事務局として） ③現場での好事例の収集・展開</p>
--	--

**安全衛生活行事**

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国交通安全運動 (4/6～15)		全国安全週間 準備期間	全国安全週間 (7/1～7)		・全国労働衛生 週間準備期間 ・全国交通安全 運動(9/21～ 30)	全国労働衛生 週間 (10/1～7)	秋の全国火災 予防運動 (11/9～15)	建設業年末年始労働災 害防止強調期間 (12/1～1/15)			・年度末労働災害 防止強調期間 ・春の全国火 災予防運動 (3/1～7)
夏期災害防止特別対策期間								年末年始災害防止強調期間			
				第1報通報訓練	外国人就労状況調査						
		(安全大会)							(新年祈願祭)		
		・社長表彰、 支社(店)表彰 ・安全標語、ポスター		・衛生標語 ポスター			支社(店) 表彰		見える化 コンクール		
中パト(随時)	中パト(随時)	中央委員夏期パトロール	中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)	中央委員年末パトロール	中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)
中央安全衛生 環境委員会 本部長MR	社長MR	中央安全衛生 環境委員会		中央安全衛生 環境委員会		中央安全衛生 環境委員会 本部長MR	社長MR	中央安全衛生 環境委員会			中央安全衛生 環境委員会
職員安全衛生 教育(基礎)			職員安全衛生 教育(元方)		職員安全衛生 教育(統責)	職員安全衛生 教育(基礎・統 責向上①)	職員安全衛生 教育(基礎向 上・統責向上 ②)	職員安全衛生 教育(元方向 上・統責向上 ③)	安全体感教育		

(参考様式)

## 日常的な安全衛生活動（支社店関連部門、工事所、協力会社）

目標達成に向けての取り組み	部門の実施事項	工事所における実施事項	
		元方事業者の実施事項	協力会社の実施事項
<b>1. 「安全最優先」意識の強化</b> ・『安全最優先』意識の強化』実施要領に基づき活動する。	①『安全最優先』意識の強化』実施要領を周知し、実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で、実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①『安全最優先』意識の強化』実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に『安全最優先』意識の強化』実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
<b>2. 現場・現物・現実を反映した施工方法の確立</b> ・「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領に基づき活動する。	①「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領を周知し、実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で内容および順守状況を確認し、指導する。 ③特に、重量物の絡む重篤災害が支社管内で多発していることを各工事所に強く認識させ、十分な対策の徹底を指導する。	①「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に内容および遵守状況を確認し、指導する。 ③特に、重量物の絡む重篤災害が支社管内で多発していることを強く認識した上で、適切な作業計画・作業手順の策定と実施を指導する。	①職長は管下の全作業員に「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。 ③特に、重量物の絡む重篤災害が支社管内で多発していることを強く認識した上で、適切な作業計画・作業手順の策定と実施を徹底する。
<b>3. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化</b> ・「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。	①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
<b>4. 墜落・転落災害防止対策の強化</b> ・「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。	①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。	①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。
<b>5. 火災事故防止対策の順守</b> ・「火災事故防止に関する管理基準」を順守、管理基準に基づき対策を徹底する。	①「火災事故防止に関する管理基準」に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で活動状況を確認し、指導する。	①「火災事故防止に関する管理基準」に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。	①職長は管下の全作業員に「火災事故防止に関する管理基準」の内容を周知し、火災事故防止を徹底する。 ②職長は上記管理基準の実施状況を確認し、指導する。

## 安全衛生行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全衛生 品質委員会 (4/7)	安全衛生 品質委員会 (5/12)	安全衛生 品質委員会 (6/9)	安全衛生 品質委員会 (7/7)	安全衛生 品質委員会 (8/4)	安全衛生 品質委員会 (9/8)	安全衛生 品質委員会 (10/6)	安全衛生 品質委員会 (11/4)	安全衛生 品質委員会 (12/8)	安全衛生 品質委員会 (1/17)	安全衛生 品質委員会 (2/8)	安全衛生 品質委員会 (3/8)
全国交通安全 運動 (4/6～15)		全国安全週間準 備期間	全国安全週間 (7/1～7)		・全国労働衛生 週間準備期間 ・全国交通安全 運動(9/21～ 30)	全国労働衛生 週間 (10/1～7)	秋の全国火災 予防運動 (11/9～15)	建設業年末年始労 働災害防止強調期 間(12/1～1/15)			・年度末労働災害 防止強調月間 ・春の全国火 災予防運動 (3/1～7)
		夏期災害防止特別対策期間						年末年始災害防止強調期間			
				第1報通報訓練	外国人就労状況調査						
		(安全大会)							(新年祈願祭)		
中パト(随時)	中パト(随時)	中央委員夏期パトロール		中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)	中央委員年末パトロール		中パト(随時)	中パト(随時)	中パト(随時)
職員安全衛生 教育(基礎)		職員安全衛生 教育(元方)	職員安全衛生 教育(統責) 安全体感教育	職員安全衛生 教育(統責向 上①)	職員安全衛生教 育(統責向上②)	職員安全衛生 教育(統責向上 ③)	職員安全衛生 教育(基礎向上)	職員安全衛生 教育(元方向上)			

目標達成に向けての取り組み	支社店の実施事項	工事所における実施事項	
		元方事業者	協力会社
<p><b>1. 「安全最優先」意識の強化</b>                      ・「安全最優先意識の強化」実施要領に基づき活動する。</p>	<p>①「安全最優先意識の強化」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。</p> <p>②安全衛生パトロール等で、実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。</p>	<p>①「安全最優先意識の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。</p> <p>②工事所安全衛生活動において、実施要領の実施状況を確認する。</p>	<p>①職長は管下の全作業員に「安全最優先意識の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。</p> <p>②職長は実施要領の実施状況を確認する。</p>
<p><b>2. 現場・現物・現実を反映した施工方法の確立</b>                      ・「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領に基づき活動する。</p>	<p>①「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。</p> <p>②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。</p>	<p>①「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。</p> <p>②現場巡視時に実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p>	<p>①職長は管下の全作業員に「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領の活動内容を周知する。</p> <p>②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p>
<p><b>3. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化</b>                      ・「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。</p>	<p>①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。</p> <p>②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。</p>	<p>①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。</p> <p>②現場巡視時に実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p>	<p>①職長は管下の全作業員に「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。</p> <p>②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p>
<p><b>4. 墜落・転落災害防止対策の強化                      ～墜落防止設備の適正設置と安全帯使用の徹底～</b>                      ・「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。</p>	<p>①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。</p> <p>②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。</p>	<p>①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。</p> <p>②現場巡視時に実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p>	<p>①職長は管下の全作業員に「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。</p> <p>②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p>

目標達成に向けての取り組み	支社店の実施事項	工事所における実施事項	
		元方事業者	協力会社
<b>5. 火災事故防止対策の順守</b> ・「火災事故防止に関する管理基準」を順守、管理基準に基づき対策を徹底する。	①「火災事故防止に関する管理基準」を工事所に周知し、火気使用作業における現地確認と巡視・点検の徹底を指導する。  ②安全衛生パトロール等で実施状況を確認し、指導する。	①「火災事故防止に関する管理基準」に基づき、火気使用作業における現地確認と巡視・点検を徹底する。  ②現場巡視等で順守状況を確認し、指導する。	①職長は管下の全作業員に火気を使用する作業内容・場所・火気使用許可条件等について周知するとともに、火気使用許可条件を順守させる。  ②職長は火気使用許可条件の順守状況を確認し、指導する。

安全衛生行事											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・全国交通安全運動 (4/6～15)	・安全大会 (6/6)	・全国安全週間準備期間 (6/1～6/30)	・全国安全週間 (7/1～7/7) ・支社幹部パトロール		・全国労働衛生週間準備期間 (9/1～9/30) ・粉じん障害防止総合対策推進強化月間 (9/1～9/30) ・全国交通安全運動 (9/21～9/30) ・安全衛生表彰	・全国労働衛生週間 (10/1～10/7)	・秋の全国火災予防運動 (※11/9～11/15)	・安全衛生表彰 ・支社幹部パトロール	・新年安全大会		・年度末労働災害防止強調月間 (3/1～3/31) ・春の全国火災予防運動 (※3/1～3/7) ・安全衛生表彰
		中央委員夏期パトロール(定時)						中央委員年末パトロール(定時)			
		夏期災害防止特別対策期間 (6/1～8/31)						年末年始災害防止強調期間 (12/1～1/15)			

## 『安全最優先』意識の強化」 実施要領

1. 趣 旨：災害の多くは、繰り返し災害であるが、その発生原因のほとんどは人的要因（ヒューマンエラー）が占めている。  
これらの災害を防止するためには、現場に携わる関係者一人ひとりが「真の安全第一」を追求し、「安全最優先」の原点に立ち返り、危険に対する感受性を高めることが重要である。
2. 実施期間：2022年4月1日～2023年3月31日
3. 活動内容：
  - ① 「十戒」、「所長の安全心得 10 か条」の徹底による、工事関係者全員の安全意識の向上
    - ・現場に適用される「十戒」を工事関係者が見やすい位置に掲示する。
    - ・朝礼、日々の打ち合わせ、特別安全日、安全衛生環境協議会等で、「十戒」を繰り返し啓蒙する。
    - ・工事所長は、「所長の安全心得 10 か条」に基づき強力なリーダーシップを発揮する。
  - ② 現地KYによる現場に潜む危険の先取りと排除
    - ・現地KY活動は、作業前に必ず現地で実施する。作業内容が変更された場合にも再度KY活動を実施する。（業務標準 「現地KY活動の手引き」）
    - ・現地KY活動時には、全作業員に作業計画書・作業手順書の周知を行う。また、作業員から職長に対しヒヤリハットを報告させ、KY活動に反映させる。必要があれば職員は報告された内容に応じて改善および是正を実施する。
    - ・作業開始前に現地で作業開始前点検を行い、「現地KY活動表」に記録する。（業務標準 「日常点検の手引き」 「現地KY活動の手引き」）
  - ③ ルール無視や軽視を排除し、危険の芽を摘み取る
    - ・ルール無視・軽視により重篤災害が多発しており、作業計画書・作業手順書等の周知の際には徹底した指導を行い、現場巡視時には、そういった行為を見逃していないか、確認する。
  - ④ ヒューマンエラーの軽減に向けた「一人KY・指差し呼称」等の取組みの推進
    - ・工事所の職員、職長は「安全最優先（一人KY 指差し呼称 推進）」ワッペンの着用を徹底し意識の強化に努める。
    - ・作業着手前に、「一人KY・指差し呼称」を実施し、ヒューマンエラーを軽減する。（教育用動画「一人KYを実施しましょう」）
  - ⑤ 高齢者の災害防止対策の徹底
    - 65歳以上の新規入場者に対して追加教育を実施する。（通達 2018-18（安）「高齢者への追加教育実施と作業制限について」）

- ・65 歳以上の高齢者は、原則、高所作業等の危険作業には従事させない。特に従事する必要がある場合は、工事所長の作業許可を受ける。

#### ⑥外国人労働者の災害防止対策の徹底

- ・外国籍労働者を入場させるときは、在留カード等を確認し、正規の就労者のみを入場させる。[\(土木・建築・安全品質環境3本部長通達\(2021年1月21日\)外国人労働者の在籍資格確認について\(緊急通達\)\)](#)
- ・外国籍労働者を入場させるときは、日本語理解力を含めた本人の特性に応じ、外国語版の新規入場者教育資料、安全看板等を準備し、注意喚起や安全指導を行う。

#### ⑦教育ツールの有効活用

- ・デジタルサイネージを活用した啓蒙活動を行う。
- ・安全品質環境ポータルサイトに登録している教育ツールを活用する。

#### ⑧発生した災害や各種パトロール等の指摘に対する原因究明と対策の充実

- ・発生した労働災害、事故については、必ず原因を究明する。原因究明の手法としては「なぜなぜ分析」等を活用し、リスクアセスメントにより優先順位を付けて効果的な対策を立案し実施する。
- ・安全衛生パトロール等で安全担当部長からの指示を受けた現場は、その原因を究明し、結果を報告する。

#### ⑨母店からの現場安全管理支援の強化

- ・現場カメラ(Safie)等を活用して、母店から危険個所、危険作業の指導を強化する。



## 「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」 実施要領

1. 趣 旨：作業計画書・作業手順書の作成漏れ検討不足に起因する災害が継続して発生している。主な作業のみ作業計画・作業手順を作成し、その他の計画を策定していない作業で災害が発生している事例もあることから、細部までしっかり計画し、ルールを厳守させることで関連災害の撲滅を図る。

### 前年度の災害事例

- ・ 1 階柱を揚重中、玉掛けベルトスリングが外れ、柱が落下し跳ねて、下で待機していた作業員が右膝蓋骨骨折および左肩甲骨骨折（48 歳男性、休業 90 日）
- ・ 2 t ダンプからテラスター(263 kg)を荷卸し中、倒れてきたテラスターと道路に両足大腿部を挟まれ第 2 腰椎破裂骨折（52 歳男性、休業 90 日）

2. 実施期間：2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

3. 活動内容：

- ①協力会社に対し、工程の流れ、作業内容等の注意すべき事項が反映された作業計画書／作業手順書の作成に関する指導、および周知、作業状況の確認
- ②「[予定外作業および作業内容変更等発生時のルール](#)」（改定版）の徹底
  - ・前日の作業打合せで予定していなかった作業や当日の作業内容を変更する場合は、「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」を徹底する。
- ③緊急事態発生時における「一歩立ち止まる」「手順を確立してから作業を開始する」の徹底
  - ・緊急事態発生時には、まず自分自身の身の安全を確保した上で、「異常時こそ安全第一」に基づいた対応を行う。
- ④休日、夜間作業時の配置人員に相応した作業計画策定

## 「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨：建設機械やクレーン等災害は、発生すれば、工事関係者だけでなく、第三者を巻き込む重大災害となる。前年度は、建設機械では作業員との接触事故、クレーンでは揚重中に吊荷が落下する災害が相次いだことから、接触防止安全装置の搭載の制度化、作業内容、作業条件を反映した作業計画／作業手順等の作成などにより、作業に含まれる危険を低減し、関連災害の撲滅を図る。

### 【建設機械に関する災害】

- ・バックホウが路盤敷き均しで前後に動きながら整地中、作業員が背後から合図なしに近づきキャタピラに足を踏まれ右足骨折（18歳男性、全治6日）
- ・電気埋設配管作業のため0.01m<sup>3</sup>バックホウで掘削を開始したとき、バケットが手元作業員の右足に当たり右足指の骨折（59歳男性、休業1日）

### 【クレーン等（飛来落下含）に関する災害】

- ・1階柱を揚重中、玉掛けをしていたベルトスリングから外れ、柱が落下し跳ねて、下で待機していた作業員が右膝蓋骨および左肩甲骨骨折（48歳男性、休業90日）
- ・ベビーホイストで、鋼製足場板を荷上げ中にフックに掛けていたメッシュ紐が切れて落下し、玉掛け者の頭部へ直撃し前額部挫創・頸椎骨折・脳振盪等（49歳男性、休業2日）

2. 実施期間：2022年4月1日～2023年3月31日

3. 活動内容：

- ①複数台の建設機械・クレーン等が関係する作業での作業内容、作業条件を反映した作業計画書／作業手順書の作成に関する指導、および周知、作業状況の確認
  - ・複数台の建設機械・クレーン等が交錯する作業では、単体ごとの作業計画とせず、該当する全ての建設機械・クレーン等を盛り込み、危険場所、安全通路、重機稼働部分等を明確にした作業計画／作業手順とする。
- ②建設機械作業における接触防止安全装置の搭載を含む重機と作業員の接触防止ルールの厳守
  - ・[「建設機械への接触防止安全装置の搭載要綱」](#)に基づき運用する。
  - ・[「重機と作業員の接触防止ルール」](#)の掲示、繰り返し指導により周知、履行を徹底する。
- ③クレーン作業における安全確認事項の順守
  - ・[「クレーン作業における安全確認事項」](#)（通達 2011-01（安）参照）の掲示、

繰り返し指導により周知、履行を徹底する。

- 作業計画、作業手順の検討では、全ての場面の玉掛用具・玉掛方法について検討する。(特に縦吊り、一本吊り、特殊な吊り方)
- 吊上げ時の地切り確認(3・3・3運動)及び吊荷の下の人払いを徹底する。

## 「墜落・転落災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨：高所からの墜落・転落による災害は近年減少傾向にある。しかし、ひとたび災害が発生すれば重大災害に直結する。今年度発生した災害やパトロール結果等から事前計画の検討不足、足場関係で維持管理不備、社内ルールの不徹底等が指摘されている。

### 前年度の災害事例

- ・ ステップキューブを使用して段差を乗り越える際にバランスを崩して転倒し右手中指挫傷、右肘内側靭帯損傷(31歳男性、不休)
- ・ 脚立踏棧から足が滑り転倒し、腰袋内の石頭ハンマーの上に腰部分が落ちて腰椎横突起骨折(24歳男性、不休)
- ・ 低床トレーラーの積荷上から荷台(H=990mm)に落ち、さらに地面に転落し骨盤に近い箇所を骨折(39歳男性、休業1日)
- ・ 基礎・地中梁の型枠建込み作業中に、梁底型枠に掛けた足を滑らせて落下し、咄嗟に近くの型枠に手を掛けたが、その衝撃で右肩を脱臼(70歳男性、休業4日以上)
- ・ 一人で800角程度の蓋を閉めようとした際、足を踏み外し背面から転落、頭部裂傷(22歳女性、不休)

2. 実施期間：2022年4月1日～2023年3月31日

### 3. 活動内容：

- ①施工計画時に高所作業を減らす施策(大組み、大払い工法や高所作業車の採用)を講じ、墜落・転落災害の危険性、有害性の除去
  - ・ 落ちない・落とさない作業手順の作成に関する指導および周知、作業状況の確認
  - ・ 手摺や足場等の安全設備を先行して使用すると共に、安全帯を使用しなければならない高所作業では、適切な安全帯取付設備を計画、設置し確実に使用させる。
- ②作業開始前点検の徹底
  - ・ 当日の作業開始前に、現地で手すり・ネット等の取りはずしや脱落の有無の点検を行い、現地KY活動表に記録させるとともに、不備がある場合は適切に是正した上で作業を開始する。
- ③災害防止ルールの関係者への教育と確実な実施
  - ・ 業務標準「[安全帯不使用者の入場制限管理基準](#)」
  - ・ 業務標準「[開口部の養生蓋に関する基準](#)」
  - ・ 業務標準「[EV乗場開口部に設置する安全柵の安全基準](#)」
- ④車上作業での墜落転落防止措置の徹底
  - ・ 車上での作業をなるべく減らし、可能な限り地上からの作業に切り替える。
  - ・ やむを得ず車上での作業を実施する場合は、墜落・転落防止設備を確保するとともに、荷台への昇降時には安全な昇降設備を設置・使用させる。